



福岡医発第 373 号（地）
令和 5 年 5 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について」
の一部改正について

さて、医療機関等における医療用物資の緊急時の対応については、令和 2 年 6 月 16 日付福岡医発第 828 号（地）にて貴会宛てご連絡いたしました。

これまで、医療従事者の医療用物資の緊急配布については、新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関等で、欠品等により自ら調達できない及び要請する医療用物資の備蓄の見通しが 1 週間以内又は 2～3 週間以内である医療機関を対象として G-M I S の W E B 調査への回答を基に実施されてきたところですが、今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、本年 5 月 8 日以降は、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関も、G-M I S の緊急配布の要請ができる旨、連絡がありました。

今後、新たに対応を行う医療機関に対して G-M I S の I D が付与されることとなりますが、I D が付与されていない間は、別添「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」により県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（薬務班）を通じて要請を行うことができるとされております。なお、県への提出は、下記提出先まで F A X にて送付することとされております。

また、これに伴い、これまで G-M I S 未登録の医療機関は地域の医師会等（とりまとめ団体）経由での要請が可能とされていましたが、本事務連絡をもって廃止されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

【緊急配布要請シート（未登録医療機関用）提出先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（薬務班）

T E L : 092-643-3284

F A X : 092-643-3305

日医発第 256 号（地域）（健Ⅱ）
令和 5 年 4 月 27 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長

釜 范 敏
(公 印 省 略)

「医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について」の一部改正について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療用物資等確保対策推進室（マスク等物資対策班）より各都道府県等衛生主管部（局）宛に、標記の事務連絡が発出されました。

医療従事者の医療用物資の緊急配布（SOS）については、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を通して、国が都道府県とともに実施してきたところです。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和5年5月8日からは、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関も、G-MISの緊急配布（SOS）の要請ができることを示したものです。

今後、これらの医療機関へG-MISのIDが付与されることとなりますが、IDが未登録の間は、別添2のエクセルファイル添付による電子メール等による要請も可能とのことです。詳細は別添1のSOS緊急配布の事務フロー並びに令和5年4月24日付「WEB調査結果の活用マニュアルの改定について（令和5年4月24日改定）」をご参照ください。

また、これに伴い、地域の医師会等（とりまとめ団体）経由での緊急配布要請は、本事務連絡をもって廃止されます。

なお、G-MISのID付与については、令和5年4月11日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による入院調整体制の移行に向けた「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の改修等について」（令和5年4月14日付日医発第179号（地域）にてご案内）をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年4月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室
（マスク等物資対策班）

「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」
の一部改正について

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（医療機関等情報支援システム）のWEB 調査を活用して、新型コロナウイルス感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

今般、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関についても令和5年5月8日から緊急配布（SOS）要請の対象とします。詳細は、令和5年4月24日付「WEB調査結果の活用マニュアルの改定について」のとおりです。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、前回事務連絡（「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その6）」（令和3年6月9日事務連絡））からの主な変更点を赤字で記載します。

記

1 都道府県及び国における医療用物資の緊急配布の対応について

- WEB 調査については、令和 2 年 6 月 26 日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等についての調査項目一部変更のお知らせ（その 8）」に基づき、医療機関が閲覧する WEB 調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようになりました。

この「緊急配布（SOS）」の対象の医療用物資は、サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋です。
- **新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関についても、令和 5 年 5 月 8 日から緊急配布（SOS）要請の対象とします。**
- **緊急配布（SOS）の要請については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）より行っていただくことを原則としていますが、G-MIS 未登録でその ID が付与されていない診療所等については、ID が付与されていない間、別添様式の「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」に記入し、都道府県へ提出することで緊急配布（SOS）の要請を行うことが可能です。配布対象物資は G-MIS からの要請の場合と同様です。**
- **G-MIS 未登録でその ID が付与されていない診療所等について上記の要請方法を可能とすることに伴い、地域の医師会等（とりまとめ団体）経由での緊急配布要請に関しましては、本事務連絡をもって廃止します。**
- **令和 5 年 4 月 24 日付「WEB 調査結果の活用マニュアルの改定について」に基づき、以下の①～③すべての要件を満たす医療機関への配布を念頭に、医療機関の緊急配布（SOS）要請に対して、都道府県の備蓄で対応するか、国による直送で対応をするか、より迅速かつ適切な方法を都道府県で決定していただき、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。**
 - ① 欠品等により自ら調達できない
 - ② **新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は新型コロナウイルス感染症の回復後の患者を受け入れる後方支援医療機関**
 - ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが 1 週間以内又は 2 ～ 3 週間以内
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対して国で財政措置しています。

- なお、緊急配布した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきます。
- 配布する医療用物資について、材質やサイズは都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。なお、非滅菌手袋については、配布数が1000双（2000枚）以下であって特に希望するサイズがある場合に限り、その内容も考慮しつつ配布数の決定を行います。

2 WEB 調査への協力要請について

- **診療所から発熱患者等の診療に対応する**旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願いいたします。WEB 調査への登録等の詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和5年4月20日付け事務連絡）をご確認ください。

担当者連絡先

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室
（マスク等物資対策班）
TEL： 03(5253)1111 内線8453
03-3595-3533（夜間直通）

【緊急配布チーム】

MAIL：sos-busshi@mhlw.go.jp

緊急配布要請シート（G-MIS未登録医療機関用）

○G-MIS登録のない医療機関のみ、こちらのシートにて要請が可能です。

○緊急配布要請にあたり、以下の要件を満たす事が条件となります。

①欠品等により自己調達が出来ないこと。（経済的な理由は不可）

②新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は新型コロナウイルス感染症回復後患者を受け入れる後方支援医療機関であること。

③要請を行う医療用物資の備蓄見通しが1週間以内または2～3週間以内であること。

○上記を満たし緊急配布要請を行う医療機関は、下記【医療機関記入欄】へ情報を記入の上、所在地の都道府県へ提出をお願い致します。

○提出を受けた都道府県は、医療機関へヒアリングの上、【都道府県記入欄】へ配布要否、配布枚数、決定に際しての都道府県としての意見を記載頂き、以下へ宛先へメール添付にて送付をお願い致します。※ヒアリング内容や配布ルールに関してはG-MIS申請分に準じます。

厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室（マスク等物資対策班） 緊急配布チーム
担当：石川・時田
E-mail：sos-busshi@mhlw.go.jp

【医療機関記入欄】

医療機関名	
医療機関コード	
郵便番号	都道府県
医療機関住所	
連絡先電話番号	医療機関担当者名

配布物品一覧	緊急配布要請	前日時点の在庫量	現在の在庫の備蓄見通し （ブルダウんで選択）	今後1週間あたりの 想定消費量	今後1週間に購入できる 見込み量	調達不可事由
サージカルマスク						
N95マスク						
フェイスシールド						
アイソレーションガウン						
非滅菌手袋（枚で記入）						

【都道府県記入欄】

配布物品一覧	緊急配布要請 要否	配布方法	県の配布枚数	国の配布枚数	総配布枚数	都道府県意見（要否決定理由）
サージカルマスク						
N95マスク						
フェイスシールド						
アイソレーションガウン						
非滅菌手袋（枚で記入）						

※※以下、厚生労働省記入欄にて記入しないようお願い申し上げます。※※

配布物品一覧	配布承認	配布数	送付日
サージカルマスク			
N95マスク			
フェイスシールド			
アイソレーションガウン			
非滅菌手袋（枚で記入）			

受領日時

SOS緊急配布の事務フロー (医療機関によるG-MISでの直接要請)

別添1

【国】

【都道府県】

【医療機関】

日々の13時×後の要請や土日の要請のうち、緊急を要するもの(院内感染事案等)は、医療機関が都道府県に連絡

毎日13時×切で医療機関がWEB調査に回答し、緊急配布(SOS)要請

(13時～)

- **SOSリストを確認**
- マニュアルに基づき、SOSリスト上の医療機関について、
 - 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は後方支援医療機関であることかどうか
- 見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」となっているか
- 都道府県独自の配布との重複の有無
- これまでの緊急配布の実績
- 想定消費量と在庫量の関係が適切
- 自ら調達できない具体的な事情等を医療機関へ電話等で確認
- 緊急性や都道府県の備蓄状況等を勘案し、①都道府県の備蓄(国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む)で対応又は②国対応かを決定。
- 対応方針(配布方法・配布枚数等)を17時頃までにシステムに入力

③緊急配布(SOS)の対応を行わない場合

- 対応を行わないこととした理由等を医療機関に連絡

①県備蓄で対応する場合

(17時頃まで)

- システムの入力事項を随時確認
- **国指定配送業者利用分を受領・配送依頼**
- **都道府県からの報告を管理**

(当日中～翌日)

- 配送先リストを作成し、**配送手続**
※国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担
- 医療機関に発送日、配布枚数を連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

②国が対応する場合

(17時頃まで)

- システムの入力事項を随時確認
- **都道府県と調整しながら、配布枚数を決定**
- **配送先リストを作成**
(夕方頃～翌日)
- **配送手続**
- **都道府県に内示**

- 国の内示(発送日、配布枚数)を**該当医療機関に連絡**

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

SOS緊急配布の事務フロー
(G-MIS未登録医療機関による緊急配布シートによる申請)

【国】

【都道府県】

【医療機関】

医療機関にて、「緊急配布要請シート緊急配布要請シート(G-MIS未登録医療機関用)」の医療機関記入欄に必要事項を記入し、管轄の都道府県へ提出。

- ・ 提出あり次第、マニュアルに基づき、SOSリスト上の医療機関について、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は後方支援医療機関であることかどうか
 - ・ 見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」となっているか
 - ・ 都道府県独自の配布との重複の有無
 - ・ これまでの緊急配布の実績
 - ・ 想定消費量と在庫量の関係が適切
 - ・ 自ら調達できない具体的な事情等を医療機関へ電話等で確認
- ・ 緊急性や都道府県の備蓄状況等を勘案し、①都道府県の備蓄(国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む)で対応又は②国対応かを決定。
- ・ 都道府県記入欄へ対応方針記入し、緊急配布チーム宛にメールにて緊急配布要請シート(G-MIS未登録医療機関用)」を提出

③緊急配布(SOS)の対応を行わない場合

対応を行わないこととした理由等を医療機関に連絡

国にて緊急配布要請シート(G-MIS未登録医療機関用)」を受領。毎日13時までに受領した分について当日分として対応

①県備蓄で対応する場合

受領次第、都道府県記入欄をチェック。

- ・ 国指定配送業者利用分を受領・配送依頼
- ・ 都道府県からの報告を管理

(当日中～翌日)

- ・ 配送先リストを作成し、**配送手続**
※国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担
- ・ 医療機関に発送日、配布枚数を連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

②国が対応する場合

提出シートの都道府県記入欄をチェックし、都道府県と調整しながら、**配布枚数を決定、配送先リストを作成(G-MIS申請分と合わせて)**(夕方頃～翌日)

- ・ **配送手続**
- ・ **都道府県に内示**

- ・ 国の内示(発送日、配布枚数)を該当医療機関に連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

WEB 調査結果の活用マニュアルの改定について

令和 5 年 4 月 24 日

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用物資等確保対策推進室

(マスク等物資対策班)

「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について（令和 5 年 4 月 24 日事務連絡）により、医療用物資（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の緊急配布（SOS）の対応については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが変更される令和 5 年 5 月 8 日以後において、新型コロナウイルス感染症患者に新たに対応する医療機関も含めて実施することに伴い、マニュアルを題名含め一部改定いたします（主な変更点を赤字で記載します。）。

本手順に基づく取扱いは、令和 5 年 5 月 8 日より開始をお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用物資等確保対策推進室（マスク等物資対策班）

緊急配布（SOS）担当

MAIL: sos-busshi@mhlw.go.jp

WEB 調査結果等の活用マニュアル

令和 5 年 4 月 24 日

目次

I. WEB 調査等に基づく医療用物資の「緊急配布（SOS）」について	3
1. 医療機関による G-MIS での直接要請	3
(1) 医療機関による G-MIS での緊急配布（SOS）の要請	3
(2) 都道府県における必要事項の入力	4
(3) 都道府県における対応方針の決定	5
(4) 留意事項	7
2. 緊急配布要請シート（未登録医療機関用）を用いた要請について	8
(1) 医療機関による緊急配布要請シート（未登録医療機関用）の提出	8
(2) 都道府県における必要事項の入力・様式の提出	8
II. WEB 調査結果の週次調査の活用方法について	8

I. WEB 調査等に基づく医療用物資の「緊急配布（SOS）」について

- 医療機関等情報支援システム(G-MIS)におけるWEB調査を活用した緊急配布(SOS)の具体的なフローは以下のとおりです。別添1のフロー図と併せてご確認ください。
- 緊急配布(SOS)の要請については、医療機関等情報支援システム(G-MIS)より行っていただくことを原則としていますが、G-MIS 未登録でそのIDが付与されていない診療所等については、IDが付与されていない間、別紙「緊急配布要請シート（G-MIS 未登録医療機関用）」を用いた申請を受け付けます。（「2. 緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」を用いた要請について」を参照）。
- G-MIS への登録・ID付与に関しましては、従来と同じく、都道府県において厚生労働省への報告や問合せへの対応をお願いします。厚生労働省 G-MIS 事務局にID付与に係る報告が届いてから払い出しまで通常1週間となりますが、申請が多い場合は、順次払出となります。
- G-MIS 未登録でそのIDが付与されていない診療所等について上記の要請方法を可能とすることに伴い、地域の医師会等（とりまとめ団体）経由での緊急配布要請に関しましては、廃止します。

1. 医療機関による G-MIS での直接要請

（1）医療機関による G-MIS での緊急配布（SOS）の要請

- 医療機関（注）は、サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について、随時、緊急配布（SOS）の要請を行うことができます。

ただし、要請日当日時点の「日次調査」及び直前又は次回の水曜13時締め切りの「週次調査」の入力が必要です。これらの調査の必要事項が記載されていない場合、緊急配布（SOS）の要請ができない（必要事項の入力後に「システムチェック&申請」ボタンをクリックしても、エラーが表示されます）ようになっています。

（注）緊急配布（SOS）の対象となる医療機関は、次の①～③のいずれの要件も満たすことが必要。

- ①欠品等により自ら調達できない
- ②新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都

道府県から指定される医療機関又は新型コロナウイルス感染症の回復後の患者を受け入れる後方支援医療機関

③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間以内

これらの要件の確認は、日次調査・週次調査の以下の項目の回答結果をもとに判断され、以下の条件を満たさない場合は、エラーが表示されます。

- 日次調査においていずれかを満たすこと（診療所以外の医療機関）
「新型コロナウイルス感染患者の入退院状況」において「入院中」が1以上
「空床状況」において「新型コロナウイルス感染患者受入可能数」が1以上
- 週次調査において、要請する医療用物資の「現在の備蓄見通し」が1週間以内 又は 2～3週間であること（直接要請を行う医療機関全て）
「基本情報」の「新型コロナウイルス感染症回復後患者を受け入れる後方支援医療機関」にチェックが入っている
「基本情報」の「PCR 検査実施の可否」ラジオボタンが「可能」

○ 医療機関は、緊急配布（SOS）要請の条件を確認の上、「上記の緊急配布条件を満たしていることを確認した」にチェックし、回答を登録します。

○ 緊急配布（SOS）の要請は、日次調査及び週次調査の締め切り時刻と合わせて毎日（平日）13 時時点で締め切ります。医療機関には、基本的には、午前中の要請（回答の登録）を行うよう周知します。

（2）都道府県における必要事項の入力

○ 医療機関から要請がある度に、「【厚生労働省 G-MIS 事務局】医療用物資の緊急配布要請が行われました」という件名のメールが自動で届くので、適宜確認して下さい。

○ 医療機関による緊急配布（SOS）の要請がある都道府県は、当日 13 時時点の要請分について、17 時までに、G-MIS（<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>）から、緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関

ごとに、必要事項（緊急配布（SOS）の要否、国の配布枚数、県の配布枚数、総配布枚数、都道府県意見）の入力作業を行ってください。

- 緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関ごとに、以下の事項を確認してください。

① 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関又は後方支援医療機関であること

② 備蓄見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」となっていること

③ 一斉配布（PUSH 型配布）及び都道府県独自の配布等との重複の有無

④ これまでの緊急配布の実績

⑤ 想定消費量が在庫量との関係で適切かどうか

（注）「前日時点の在庫量＞想定消費量×4週間」である場合は、

「在庫量が1ヶ月分以上の可能性あり（自動判定）」チェックボックスに自動でチェックがつきます。

基本的には、緊急配布（SOS）の対象外としてください。

⑥ 自ら調達できない具体的な事情（欠品、クラスター発生等）

（注）欠品の場合は、より具体的に購入可能状況・購入可能見込量等を確認するようにしてください。

- 上記⑥について、基本的に、医療機関に電話等で状況を確認してください。
想定消費量が「前日時点の在庫量＞想定消費量×4週間」であるなど、医療機関の情報に疑義や不備がある場合等は、その旨も併せて確認してください。

- 緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関を一覧形式で確認したい場合は、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) のレポート機能を利用し、CSV ファイルで随時出力可能です。詳しい操作方法は「G-MIS 緊急配布要請操作マニュアル」をご参照ください。

（3）都道府県における対応方針の決定

- 当日 17 時頃までを目安に、上記（2）の確認により、緊急配布（SOS）の必要性が認められる医療機関について、配布枚数・配布方法を決定して、システム上に必要事項を入力し、都道府県確認ステータス欄を「完了」に変更してください。決定にあたっては、必要に応じ、厚生労働省まで随時ご相談ください。
※ 複数の医療機関から要請があった場合、全てが取り纏まってから入力する

のではなく、配布枚数・配布方法を決定した医療機関毎に、順次入力していただくようお願いします。

➤ 配布枚数

- ・ 今後 1 週間の想定消費量から今後 1 週間の購入見込み量を差し引いた量の 2 倍を基本として、医療機関ごとの実情に応じて決定してください。

➤ 配布方法

- ・ 「①都道府県の備蓄（国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む。）」又は「②国による直送」を選択してください。

その際、状況の緊急性に鑑み、物資を早期に届けることを最優先に選択するようにしてください。

※都道府県備蓄と国備蓄の両方で対応する場合は「②国による直送」を選択し、その理由を都道府県意見欄にも記入してください。

➤ 都道府県意見

- ・ 緊急配布（SOS）の可否を「要」とした場合、要請医療機関の状況を把握する等の観点から、
 - ・ 当該医療機関に対して今まで都道府県又は国から緊急配布を行った回数
 - ・ 自ら調達できない具体的な事情（欠品、クラスター発生等）の聞き取り結果の 2 点を必ず入力してください。
- ・ 緊急配布（SOS）の可否を「否」とした場合、配布しないこととした理由を必ず入力してください。

- 厚生労働省は、当日 17 時頃まで、都道府県の入力事項等を随時確認します。その際、頻繁に配布要請が繰り返されている場合や数量が過大と思われる場合などは、厚生労働省から都道府県や要請医療機関に対して、想定消費量や購入見込み量等について質問させて頂き、協議の結果、配布不可とさせていただく場合もございます。

【配布方法について】

① 都道府県の備蓄で対応する場合

- ・ 当日 17 時頃までを目安に、都道府県の備蓄で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。17 時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省よりお問い合わせさせていただきます。

- ・ 当日中または翌日のなるべく早い時間帯までに配送手続を開始してください。
- ・ 配送にあたり国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担します。当該配送業者を利用する場合は、厚生労働省に、必要事項を記載した別添2の様式を添付したメールで報告してください。システム入力当日中に送付頂いた場合、当該配送業者が配送作業を開始するのは翌営業日となります。
- ・ 医療機関に発送日、配布枚数を連絡してください。

② 国による直送で対応する場合

- ・ 当日 17 時頃までを目安に、国による直送で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。17 時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省より問い合わせをさせていただきます。
- ・ 国による直送で対応する場合の配送指示は翌営業日以降となります。また、東京近郊の倉庫から送付することとなるため、地域によっては到着までに日数がかかる可能性があることをご理解ください。
- ・ 医療機関ごとの実際の配布枚数及び発送日を、厚生労働省から都道府県にメールで報告します。該当医療機関に、発送日、配布枚数を連絡してください。

③ 緊急配布（SOS）の対応を行わなかった場合

- ・ 以下の理由などにより、緊急配布（SOS）対応を行わないこととした場合はその理由等を医療機関に連絡してください。
(対応を行わない理由として考えられるもの)
- ・ 「前日時点の在庫量>想定消費量×4週間」である場合
- ・ 一斉配布（PUSH 型配布）や都道府県独自の配布と重複している場合

(4) 留意事項

- 緊急配布（SOS）した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきますが、公表の可能性があることを予め医療機関に周知をお願いします。
- 配布する医療用物資について、材質やサイズは都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。ただし、非滅菌手袋については、特に希望するサイズがある場合には備考欄にその旨を記載いただければ、配布数

が 1000 双（2000 枚）以下の場合に限り、その内容も考慮しつつ配布数の決定を行います。

2. 緊急配布要請シート（未登録医療機関用）を用いた要請について

（1）医療機関による緊急配布要請シート（未登録医療機関用）の提出

- G-MIS 未登録でその ID が付与されていない医療機関に関しては、ID が付与されていない間の措置として、別添様式の「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」に記入し、都道府県へ提出することで、サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について、随時、緊急配布（SOS）の要請を行うことができます。要請の際は別添様式に記載の配布条件を満たすことが必須となります。

（2）都道府県における必要事項の入力・様式の提出

- 都道府県は、医療機関からメール又は FAX 等で、「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」の提出を受け付けます。

- 医療機関による緊急配布（SOS）の要請があった都道府県は、提出された「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」の都道府県記入欄（緊急配布（SOS）の要否、配布方法、国の配布枚数、県の配布枚数、総配布枚数、都道府県意見）の入力を行い、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療用物資等確保対策推進室（マスク等物資対策班）緊急配布チーム sos-busshi@mhlw.go.jp までメールにて送付して下さい。

- G-MIS からの要請分と同じく、毎日 13 時にて受付を締切りとします。

- 「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」の入力方法については、「1. 医療機関による G-MIS での直接要請」に準じます。

II. WEB 調査結果の週次調査の活用方法について

- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）WEB 調査のうち、医療用物資に係る週次調査については、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) のレポート機能を利用し出力可能です。

- 都道府県におかれましては、I. で緊急配布（SOS）対応を行った医療機関等以外の医療機関等について、配慮が必要と考えられる医療機関等（特に下記で例示した医療機関等）がある場合は、当該医療機関等の状況を確認の上、都道府県で優先順位をつけつつ速やかに対応するようお願いいたします。

【緊急配布（SOS）の対象とならないものの、配慮が必要と考えられる医療機関の例】

- ・ 在庫の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間となっており、緊急配布（SOS）を希望していたが、緊急配布（SOS）の対応を行わなかった医療機関
- ・ 在庫の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間となっているものの、緊急配布（SOS）を希望していない医療機関
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を行っていないものの、備蓄見通しが1週間以内となっている医療機関